児童センター

INFORMATION

紙芝居のお知らせ

親子で紙芝居を見て、集団遊び・工作・リズム遊びなどを楽しみながら、親子のふれあいを深めましょう。他の親子とのコミュニケーションも図りましょう。

とき 毎月1～3回　月曜日　午前10時～11時30分
ところ 東海児童センター・中央児童センター・吉浜児童センター・翼児童センター
対象 乳幼児と保護者
参加費 無料
※参加申込は不要で、随時参加できます。
※屋外での「青空紙芝居」も開催します。ぜひご参加ください。詳しくは、開催する前月の広報15日号でお知らせします。

4月の紙芝居の日

とき 4月16日(月)　午前10時～11時30分
ところ 東海児童センター・中央児童センター・吉浜児童センター・翼児童センター
対象 乳幼児と保護者
内容 紙芝居、体操、集団遊び、工作など
参加費 無料

青空紙芝居

とき 4月23日(月)　午前10時～11時30分
ところ 南部支援センター・後世山公園・丸畑公園・中部公園
対象者 乳幼児と保護者
内容 紙芝居、体操、集団遊び
参加費 無料
※随時参加できます。
※雨天の場合は、各センターで行ないます。
問合せ先
・東海児童センター
☎52－5126
・中央児童センター
☎52－3014
・吉浜児童センター
☎52－1019
・翼児童センター
☎54－2833

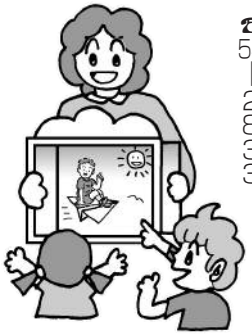

その他

INFORMATION

気をつけよう悪質商法

今、私たちのまわりには、さまざまな悪質商法があふれています。

「自分は大丈夫」と思っていても、その手口は巧妙かつ悪質で、誰もが消費者トラブルにまき込まれる可能性があるのです。悪質商法の手口を知り、被害にあわないように日頃から心がけることが大切です。特に高齢者が被害にあう悪質商法には次の種類があります。

SF（催眠）商法

「健康に関する講習会に来てください」「新商品を紹介する」などといって人を集め、会場で日用品を無料か無料同然で配り、得した気分にさせ、巧みな話術で雰囲気を盛り上げ、興奮状態にしておいて、最後に高額な商品を売りつける商法です。

点検商法

「無料で点検する」といって来訪し、点検した後に、「ダニや湿気がひどい」「すぐに工事しないと危険」などと不安感をあおり、「今なら特別に安くする」と、巧妙に契約を勧め、工事や商品・サービスを契約させる方法です。

かたり商法

保健所、消防署など、あたかも公的機関の職員やその関係者であるかのようにかたって、消費者を信用させて契約させる商法です。「水が汚れている」といって不安をあおったり、「消火器の設置義務がある」などと嘘をついて、商品を売りつけます。

薬効うたって勧誘

「糖尿病に効いた」「がんが治った」などといったセールストークや折込広告で関心をあおり、大量の健康食品を契約させる商法です。

振り込め詐欺

子どもや孫を装って「交通事故を起こし、示談金が必要になった」「会社のお金を使い込んでしまった」などと電話をかけてきたり、警察官や弁護士、会社の上司などを名乗って「すぐに支払う必要がある」「今なら公にせず内々で処理できる」など、複数の人間が役割を分担し、言葉巧みにお金を振り込ませようとします。

被害にあわないために

①いらないものは「いりません」とはっきり断る。
②うますぎるもうけ話に注意する。
③契約する前に、契約書や説明書をよく読む。
④勧誘されてもその場の雰囲気に惑わされず、落ち着いてよく考える。
⑤家族や友人など信頼できる人に相談する。

他にもさまざまな手口で悪質業者は狙っていますので、困った場合は早めに消費生活相談窓口に相談してください。

相談先 西三河県民生活プラザ
☎(0564)27－0999